

第18回岩手県文化芸術振興審議会

日 時：平成26年8月25日（月）

13時30分から

場 所：岩手県水産会館 5階 大会議室

第18回岩手県文化芸術振興審議会会議録

1 日時

平成26年8月25日（月） 13時30分から

2 場所

岩手県水産会館 5階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

佐々木民夫会長、菅野洋樹副会長、上田吹黄委員、木村敦子委員、工藤良裕委員、見年代瞳委員、齋藤桃子委員、坂田裕一委員、佐藤由紀男委員、滝沢昭子委員、新田満委員、藤沢清美委員、山本玲子委員、渡辺靖委員

(2) 県

風早環境生活部長、津軽石環境生活部副部長、鈴木若者女性協働推進室長、千葉NPO・文化国際課長、吉田文化振興担当課長
高橋教育長、松下生涯学習文化課総括課長、佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、長谷川生涯学習文化課特命参事、高橋生涯学習文化課文化担当課長

4 議事

- (1) 副会長の選出について
- (2) 岩手県文化芸術振興指針改訂案の全体構成について
- (3) 指針「Ⅲ 各分野の目指すべき姿と課題の解決」～「Ⅴ 5年後の姿と実施効果の評価」の改訂イメージについて
- (4) 市町村等・文化芸術団体との意見交換会の実施について

5 会議の概要

1 開 会

○吉田文化振興担当課長 それでは、お一方遅れておりますが、時間となりましたので、ただいまから第18回岩手県文化芸術振興審議会を開催いたします。

私は、岩手県環境生活部若者女性協働推進室の文化振興担当課長の吉田といたします。よろしく申し上げます。

議事までの間、便宜上進行を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

本日ご出席いただいている委員の方は、委員総数16名のうち、現在14名でありまして、定足数を満たしておりますので、岩手県文化芸術振興基本条例第24条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、山本昭彦委員さんと、それから今確認がとれましたが、柴田委員さんもお都合により欠席とのご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

2 環境生活部長あいさつ

○吉田文化振興担当課長 それでは、開会に当たり風早正毅環境生活部長からご挨拶申し上げます。

○風早環境生活部長 皆様方、こんにちは。環境生活部長の風早でございます。本日は、委員会の皆様方、大変お忙しい中、当審議会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。また、改めまして皆様方、本県の文化振興、各般の行政の推進に当たりましてご尽力、ご協力をいただいておりますことを改めてこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、前回5月のこの審議会におきまして、文化芸術振興指針の改訂に向けて、県から当委員会に諮問をさせていただいたという状況でございます。本日は、この指針の目標設定期間において県が実施した施策の実施効果の評価等について、前回ご報告申し上げ、ご意見を頂戴したところでございますが、本日は指針改訂案について新たにイメージの案をお示しさせていただきまして、広く皆様方からご意見を頂戴できればと思っております。

本日は、限られた時間ではありますけれども、幅広く、また忌憚のないご意見を頂戴できればと思っております。簡単ではございますが、開会に当たりましての私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

3 新任委員紹介

○吉田文化振興担当課長 続きまして、新任委員のご紹介をさせていただきます。

池田克典委員のご退任に伴い、8月1日から本審議会の委員に就任されました公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長の菅野洋樹委員でございます。

4 副会長の選出

○吉田文化振興担当課長 次に、次第4の副会長の選出に移らせていただきます。

副会長を務められておりました池田克典委員のご退任に伴い、今回副会長の選出が必要となります。条例第23条第1項の規定によりまして、副会長は委員の互選によることとなっております。互選の方法等につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

○坂田裕一委員 事務局の案があればお示しいただきたいと思えます。

○吉田文化振興担当課長 ただいま坂田委員からお話がありましたが、事務局案をお示しするというところでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○吉田文化振興担当課長 ありがとうございます。事務局といたしましては、副会長には公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長の菅野委員をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

「異議なし」の声

○吉田文化振興担当課長 ご異存がないようですので、副会長は菅野委員をお願いしたいと思えます。ここで副会長に選任されました菅野委員から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。

○菅野洋樹委員 どうも、文化振興事業団の菅野と申します。ただいまご選任をいただきましてありがとうございます。一生懸命務めさせていただきたいと思えます。よろしく願い申し上げます。

私どもは、ある面で本県の文化行政の執行機関の一つだろうと思っておりますので、皆さん方のこの審議会でのご意見等を踏まえながら、文化・芸術の振興に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○吉田文化振興担当課長 ありがとうございます。

5 議 事

- (1) 指針改訂案の全体構成について
- (2) 「Ⅲ 各分野の目指すべき姿と課題の解決」～「Ⅴ 5年後の姿と実施効果の評価」の改訂イメージについて
- (3) 市町村等・文化芸術団体との意見交換会の実施について

○吉田文化振興担当課長 それでは、続きまして、次第5番、議事に移りたいと思いますが、条例第23条第2項の規定によりまして、会長が議長となることとなっておりますので、以後の進行は佐々木会長にお願いいたしたいと思えます。

○佐々木民夫会長 それでは、会議の次第によりまして議事を進めてまいります。予定の終了が、3時までの予定ということですので、議事の進行に皆さんどうぞよろしくご協力の上、お願いいたします。

それでは、5の議事の(1)、指針改訂案の全体構成について、まず事務局より説明をお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 若者女性協働推進室のNPO・文化国際課長の千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料1をごらんいただきたいと思います。岩手県文化芸術振興指針の改訂についてというものでございます。こちらの資料でございますけれども、前回の審議会において配付いたしました指針改訂に関する考え方、内容につきまして2枚にまとめたものとなっております。

1ページ目でございますけれども、前回ご説明いたしました趣旨、それから指針改訂の基本的な考え方などに加えまして、今回は新たに県民への周知と普及、それからスケジュールを記載させていただきました。

最初に、県民への周知と普及についてでございますけれども、改訂いたしました指針につきましては、県民一体となった文化芸術振興が行われますよう広く周知を行いまして、そ

の普及に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、下のほうにありますスケジュールでございますけれども、8月の欄に本日の第18回審議会について記載をしております。今後9月に市町村、それから各文化芸術団体との意見交換会などを開催いたしまして、11月でございますけれども、次回の審議会に指針の中間案をお示ししたいと思っております。

それから、12月でございますが、パブリックコメントや地域説明会などを開催いたしまして、最終的には3月の県議会において議案を提出し、議決を得るという形で進めていきたいと考えてございます。

続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。2ページ目は、第1期の成果・課題等を踏まえた指針改訂における見直しの観点というものでございまして、これは前回もお示ししたものでございますけれども、本日お配りしておりますものにつきましては、別添の参考1にございますけれども、前回の審議会におきまして皆様のご意見を参考といたしまして、若干の修正を加えたものということでございます。

まず、一番左側の施策の方向というところをごらんいただきたいと思いますけれども、4つの施策に関するキーワードがわかりづらいというご意見がございましたので、このキーワードにつきましては削除するというところで考えてございます。

続きまして、真ん中の③、委員意見でございますけれども、施策方向（1）に該当する部分につきましては、文化芸術振興については岩手らしさを出すべきだといったようなご意見がございましたので、その旨を追記したところでございます。

また、施策方向（3）に該当する部分につきましては、従来からあった高齢化や後継者不足の問題と震災の影響の捉え方を整理すべきといったようなご意見、それから次世代の参加者増加や若者を文化芸術の世界に取り込んでいく取り組みが必要といったご意見がございましたので、担い手、それから後継者の育成と被災地支援の内容を分けまして、さらに次世代の文化芸術活動への参加者増加に向けた取り組みを追加するというようなことで、改めて整理をさせていただいたところでございます。

また、一番右側の欄にございます追加・修正の観点というところでございますけれども、現行指針の記載内容を考慮いたしまして、新たに記載するものにつきましては新規、内容を発展拡大するものには拡充、取り組みを継続していくものにつきましては継続という印をつけさせていただいております。基本的には、この2ページにございます見直しの観点に沿って指針の改訂をしていきたいということで考えてございます。

次に、資料2、指針の改訂案の全体構成についてというところをごらんいただきたいと思います。こちらの資料でございますけれども、指針の目次の部分、すなわち全体構成についての改訂案を示したものであるということでございます。

まず、一番上、第1章でございますが、現行の章のタイトルは「岩手県文化芸術振興指針策定の目的等」となっております。これは、平成20年当時の指針策定に関する説明が主な内容となっておりましたので、今回の改訂におきましては章のタイトルを「岩手県文化芸術振興指針の趣旨等」といたしまして、その記載内容を指針策定の目的だけではなく、策定から今回の改訂に至る経緯、それから改訂の趣旨などを追記し説明する内容にしたいというふうに考えてございます。

第1章の各項のタイトルでございますけれども、これもやはり平成20年の指針策定時の書き方となっておりますので、修正を行いまして、わかりやすくタイトル自体を簡素化したいと考えてございます。

また、第6項でございますけれども、先ほどお示した資料1の2ページ目の見直しの観点のフローチャート、そのままの形ではございませんが、これを見開きで掲載いたしまして、改訂における考え方などを示すこととしたいというふうに考えてございます。

続きまして、1ページ一番下でございます第4章の文化芸術の振興に向けての主な施策方向につきましては、先ほどもご説明いたしましたけれども、各施策方向のキーワードは削除するというようにしたいと考えてございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。最後の資料編のところですが、掲載されている条例、それから各アンケート調査などを最新のものに差しかえる形にしたいと考えております。

今申し上げました指針改訂案の全体構成でございますけれども、基本的には現行指針の考え方、骨組みといったものを踏襲した上で、この5年間で生じた変化や新たな課題、施策方向などを追記する形で改訂を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上が指針改訂案の全体構成についての説明でございますが、特に資料の2でご説明をいたしました全体構成につきまして、委員の皆様方から具体的なご意見などを賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ただいま資料1、資料2に基づきまして、指針改訂案の全体構成についてご説明いただきました。委員の皆様から、今の事務局の説明

に対してご質問、ご意見等ございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

上田委員、お願いいたします。

○上田吹黄委員 資料2の1ページの旧が策定の目的としていたところを新では趣旨ということに字句を変えるということですが、趣旨という言葉に目的もきちんと含まれた上で趣旨というふうに理解してよろしいのでしょうか。この策定の目的が失われてしまっただけとはいかなものかなと思いましたが、その辺を説明していただければと思います。

○佐々木民夫会長 では、お願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。条例を受けてつくっている指針でございますので、目的そのものを失わせるということはないようにしたいと思っておりますけれども、他県の例などを見ても、最初に指針をつくったときには目的という書き方をしているのですが、2回目といいますか、改訂をした時点で趣旨等と改めている県が何県かありましたので、本県でも同じように改訂したいと思っておりますが、考え方につきましては今委員がおっしゃったとおりでございますので、目的なんかも含めた形でこれまでの経緯なども書くという形で改訂をさせていただくということでございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。上田委員。

○上田吹黄委員 わかりました。

○佐々木民夫会長 当初の目的をきちんと踏まえた上で、今回の改訂の考え方等を趣旨等という文言で記載していくというのが第I章であるということでございました。ほかにご質問等あるいはご意見等ありましたら、よろしく願いいたします。

これから改訂しようとしていく大きなスキームというか、枠組み、全体の骨格部分ですので、その中でこれからいろいろ盛っていくということですが、もしご意見等ありましたらお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

上田委員、どうぞ。

○上田吹黄委員 たびたび、済みません。前回の委員の意見を受けてということで、施策の方向について、「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」、これを全く削除という形に検討されているというご報告なのですが、何人か分かりづらいということについては、私もそうでしたが、意見があったので、ほかの方がどうお考えになるかもありますが、一気にキーワードが削除されて、1、2、3、4の趣旨の文章の部分だけが残るわけですが、この文章が残った部分だけを見て、ではわかりやすいのかなと思うと、キーワー

ドがなくなればピンとくるかといえば、ちょっとその辺も難しい部分があるのかなというふうにして今見ておるところなのです。私がお話したときの趣旨としては、例えば彩る、楽しむといった言葉から、左側に説明書きされている日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信というのが「彩る」という言葉ではちょっと想起できないとか、交流支援体制の整備ということが「楽しむ」というキーワードそのもので、その意味合いが想起しづらいという部分があると思うのですが、「育む」、「つなぐ」ということに関しては、ネットワークがつなぐであって、文化活動を支援していくということが育む、育てるということの意味合いはつながっているなというふうには見受けるのです。ちょっと蒸し返してしまっているようで申しわけないのですが、そのように想起しやすいところと想起しにくいところがあって、4つに分類しているこの分類に関しても、この分類が県民の皆さんにわかりやすいのかというと、キーワードを除いてみてもちょっと分かりづらいのではないかなというふうに見える部分があります。今回参考資料2、国の方針概要というのがあります、それをめくって5ページですか、非常にわかりやすい表現の仕方をしているのです。掘り起こし、育てる、発信するという3つにくくっておられるのですが、これはすごくわかりやすいな、明快だなというふうに思います。そのもとで人をつくる、地域を元気にする、文化交流のハブとなる、そして最終目的として地域を元気にするみたいな形で整理されてくくっているというのがすごくよくわかりやすいのです。だから、この辺の工夫、県民に知らしめるというあたりでちょっと整理して、もっとわかりやすく括っていくということも大事なのではないかなというふうに見ておりました。

資料は後のほうで説明になると思うのですがけれども、これに関連して、5の資料のほうの31ページのところに旧来の1、2、3、4の「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」が新のほうでそれぞれの1、2、3、4の趣旨の文章になっていまして、その振興の視点ということで、より具体的な中身に分類をしているという表になっておりますけれども、国の参考資料に示していただいたものに合わせるとすれば、例えば掘り起こすというものに振興の視点の価値と力の再認識というのが当てはまるし、育てるというものに価値と力の伝承というのが当てはまるし、それから発信するというものに対しては、すばらしさの発信とか、交流による発展とか、新たな創造というのがくくれるような感じで、上手に集約すれば、個々に関してはこういう分類になって、大もとになるキーワードは4つというふうに限らずに絞り込んでもいいのかなというふうに国の参考資料を見せていただいて、そのように感じました。その辺わかりやすくといったところで、ご検討いただければ

ばというふうに思います。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今の貴重なご意見に対して、事務局のほうからお考えありますでしょうか。

○千葉NPO・文化国際課長 ありがとうございます。非常に貴重なご意見だと思って伺いをしました。国のほうの中期プランのお話をまずさせていただきますけれども、国のほうの中期プランですが、資料にもついてございますけれども、2020年までの期間で文化力の強化期間ということで、掘り起こし、育てる、発信というようなことで進めているということがございますけれども、本県の4つの施策方向というのは何で決めているかというと、条例の中から引っ張ってきているというところがあるのですけれども、国のほうの法律、見ているとどういうふうに書いているかといいますと、地方公共団体は地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策をなさいというようにありまして、県ごとに特性を持って、特性に応じていろいろ考えてやってくださいということですので、必ずしも国のものに沿う必要はないのだろうなということで、今までも県として最初の指針をつくる時にこういう考え方でやってきたのだろうと考えております。

もう一つ、キーワードのお話をいろいろご意見いただきましたけれども、確かにキーワードというのは施策方向のあたり、その具体的な話を書くあたりにキーワードを持ってくると、なかなか全部に当てはまるキーワードにならないというのが一つ悩みでございます。ですので、県でも計画をつくったりするときは、一般的なことですが、理念とか趣旨のあたりに書くときは、こういったキーワードをつかって計画の文章を書いたりするのですけれども、施策のところに行くとなかなか具体的なものが見えてしまって、どうしてもキーワードのところはうまくはまらないというのが計画づくりするところでの悩みということが実際のところはあって、今回こういうふうにさせていただきたいのですけれども、このキーワードの使い方とか、あるいは項目の立て方につきましては、むしろ県からの考え方だけではなく、委員の皆様からこうしたらどうだろうかというような、まさにこの資料2の全体構成の立て方などについてご意見頂戴できれば、県のほうでそれをもって検討させていただきたいということでございます。

○佐々木民夫会長 上田委員の貴重なご意見で、今事務局から回答ありましたように、ほかの委員の方々もおわかりのように、前回のときに今話ありました現行のものが4つのキーワード、趣旨は当然県民の皆さんに分かりやすく表現したいという趣旨だったのですが、逆にそのキーワードが、今話もあったように、キーワードであるがゆえに焦点が

限定化されてみたりとか、あるいは捉えにくかったりするというふうなことで、少し変えてみたらというご意見でございましたが、今度取っ払ってしまうと指針の全体が県民の人たちにどのくらい分かりやすいのか、どう届くのかという、非常にやっかいなことだと思います。趣旨は、できるだけ文化芸術の指針も県民の方々に分かりやすく伝えたいということかと思っておりますので、今話ありましたように、今後また11月に出てくる前には委員の皆様方からどういうふうな形で、キーワードという言葉ではなくて、指針の内容を伝えてわかりやすく表現していくのかと。これは結構テクニカルなところもあるかもしれませんが、理念を踏まえながら、そして今話があった岩手県らしさというものも見据えながら考えていくということになるのではなかろうかと思っております。今ここで4つのキーワードをどうというわけにいかないでしょうから、今後また委員の皆様方からご意見等を伺いながら、事務局のほうで少しご努力いただければなと思っておりますが、そんな形で進めてよろしいでしょうか。

「異議なし」の声

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。そのほかに資料1、2という大きな枠組みのことにつきまして、これから改訂するに当たってのご意見等ございますでしょうか。

では、お願いします。

○見年代瞳委員 では、まずこの資料1、2、非常に見やすくまとめられていて、私はこの後の資料を読むときに非常に整理しながら読むことができて、3カ月という短い時間の中で、こんなにまとめてくださった事務局に、まずはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その上で、私からは資料1の2ページの課題の部分、前回から引き続いてちょっと気になっていた部分につきまして、意見というよりは情報提供をさせていただければと思うのですが、この課題の部分、情報発信であったり、また文化芸術活動、団体数の増加、前回登録が少ないのだというお話も出ていました。あとは、その次にありますのは支援ニーズの把握ということで、そういった準備はあるけれども、なかなか活用がいない、もしくは情報が必要なところまで届いていないのではないかという課題。そして、最後はネットワークで、まだ県内2カ所しかないというようなことで、前回からのお話がありました。それにつきまして、私ふだんは久慈のほうで地域づくり活動ということで、NPOであったり、地域づくり団体の支援をさせていただいております。そういった方面から文化芸術にかかわる団体の方々に携わることが多いのですが、この指針がそういった文化芸術

団体活動を通して、または活用を通じた上での地域振興というふうに捉えるのであれば、もう少し地域であったり、地域づくりという観点からこの指針を見ることも必要なのではないかなと思っています。

というのは、久慈には、久慈地区地域づくり連絡協議会というネットワークがありますが、これは今から10年ぐらい前、岩手県が主導で各地域につくったネットワークの一つになります。大体この指針のとおり、いろんな地域で活動している団体、例えば伝統文化、踊りや歌、太鼓といった団体の方々、または伝統文化、風土の活動、保存をしているの方々、あとは環境であったり、NPOであったり、そういった方々皆さんネットワークを組んで地域を活性化していきましょうというような団体なのですけれども、そういったことで恐らく地方に行けば行くほど、こういった文化芸術活動というものは地域づくりという範疇に入る場合が非常に多いと思うのです。ですので、これをもう少し、恐らく委員の皆さんはそれぞれの分野の専門家でいらっしゃいますので、そういった経験やノウハウをぜひ今回聞かせていただいて、自分たち地域づくりの支援のほうからどのようにしていけばいいか、そういったことも考えながら皆さんのご意見を聞かせていただければなと思っていますので、ぜひそういった方面でも本日はお話を聞かせていただければなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。今の見年代さんからのご意見は、説明がありましたように資料1のところでも委員の意見として、地域間、市町村間における文化芸術支援、振興のばらつきの解消という形で考えておりますので、それとの絡みかと思えますので、それぞれの団体であったり、いろんな方からお集まりいただいていますから、また次のステップの中でも、この文化芸術の振興というものと地域の振興というのをどう絡ませるのか。ただ、この文化芸術振興指針は、直接的に地域振興をメインとするものではありませんけれども、分かちがたく結びついているでしょうし、ましてや岩手県は広域ですので、民俗芸能一つとったとしても各地にさまざまなものがあります。平泉ということも、平泉を拠点としながら、岩手県の地域振興あるいは文化振興と、今県でも考えているわけですので、非常にこれは難しいところだと思いますので、文化芸術の振興という指針を策定する過程の中において、できるだけ具体的な、あるいは特定というわけではないですが、地域というものにも目をやりながら進めていくのが逆に言えば岩手県の文化芸術振興の大事なことかと思えます。それらについてはまた委員の皆さんからいろんな形でお聞きしたいと思えますし、民俗芸能の分野なんかですと、そこあたりは非常にご意見等あろう

かと思えますけれども、そんな形で進めていきたいと思えますし、見年代さんのほうからも、あるいは県北であるとか久慈地域の地域振興における文化芸術というのがどうであるかというのをご提言いただければと思えますので、よろしく願いいたします。そんな形で進めてよろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。岩手県の文化芸術振興における地域振興の視点ということ、これから指針をつくる上において私たちも共有しながら進めていきたいと思えますので、ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

「なし」の声

○佐々木民夫会長 それでは、次の議題のところでも出てくるかもしれませんが、ただいま議事として指針改訂案の全体構成につきましては、今のようなご意見等を踏まえながら、またさらに県当局のほうでお考えいただくという形にして、次の議題に進みたいと思えますが、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。

それでは、次に5の議事(2)の「Ⅲ 各分野の目指すべき姿と課題の解決」～「Ⅴ 5年後の姿と実施効果の評価」の改訂イメージについてと、非常に分厚い資料3だと思えますので、これについて議事を進めます。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、資料3をごらんいただきたいと思えます。

この資料3でございますけれども、指針の中心となる第Ⅲ章から第Ⅴ章の内容につきまして、現段階での改訂イメージを新旧対照表にして示したものであるということでございます。

まず、この資料の構成についてお話しいたしますけれども、2ページから12ページまでが第Ⅲ章、そして13ページから29ページまでが第Ⅳ章、そして30ページから35ページまでが第Ⅴ章ということになっておりまして、それぞれの章の最初のページに各章における主な改訂内容が記載されているというようなつくりでございますので、最初のまとめの部分と後ろのほうの具体的なものと見比べながらごらんいただくということをお願いしたいと存じます。

最初に、2ページをお開きいただきたいと思えます。まず、第Ⅲ章の各分野の目指すべ

き姿と課題の解決の主な改訂概要について説明したいと思います。指針におきまして、第Ⅲ章でございますけれども、芸術・芸能分野から景観の4つの分野につきまして、現状と課題、そして各分野の目指すべき姿が掲載されているつくりということでございます。

(1)の前文でございますけれども、現状の把握等の方法につきまして、意見交換会や地域説明会での意見に加えまして、第1期目標設定期間の検証、社会経済状況等の変化、本審議会委員意見を参考としたというようなところを追記しているということでございます。

新旧対照表の該当箇所でございますが、3ページの一番上ということでございます。

続いて、(2)、文化芸術の各分野についてでございますけれども、4つの分野につきまして、県文化芸術コーディネーターの設置、東日本大震災津波の影響など、第1期の県施策の成果と課題や5年間の社会経済状況等の変化などから抽出した事項を反映させていただきます。

例で申し上げますけれども、新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと思います。7ページでございますけれども、このページの一番下の(3)、5年で達成すべき目標とその対策でございますけれども、伝統文化分野に関する5年で達成すべき目標が左側、必要と考えられる主な対策例、これを右側に表示してございます。

そして、次の8ページをごらんいただきたいと思います。右側の必要と考えられる主な対策例の上から2つ目の四角囲みのところでございますけれども、岩手県文化芸術コーディネーターの活用と機能強化について記載したということ、それから同じく四角囲みの一番下、左側の5年で達成すべき目標に被災地の文化芸術を通じた地域の復興、それから右側の必要と考えられる主な対策例には、被災した施設、道具等の復旧支援、イベント開催支援、そういったものを追記したということが挙げられます。

また、2ページにお戻りいただきたいと思います。次は、(2)のイ、各分野における主な改訂事項でございますけれども、一番上の(ア)、芸能・芸術分野から申し上げていきますと、この分野の前文において規定しております芸術、芸能のすばらしさを感じる対象、すなわち情報発信の対象を県民から県内外の人々に拡大ということにしております。

また、主な現状と課題に、次代の担い手、若者等の発表の場が少ないことや、必要と考えられる対策に情報発信手段の充実化や被災地への支援などを追記しております。

新旧対照表につきましては、3ページから6ページということでございます。

続いて、(イ)、伝統文化分野でございますけれども、主な現状と課題に平泉の世界文化遺産登録の効果に係る事項を追記したということでございます。

それから、次の（ウ）、生活文化分野でございますけれども、前文において生活文化の重要性を強調し、必要と考えられる対策に生活文化を指導、伝承する人材の活用について追記いたしました。

それから、（エ）、景観でございますけれども、目指すべき理想の姿に景観の再生とふるさとの形成について追記したということでございます。

今申し上げました事項は、新旧対照表の該当箇所申し上げますと、伝統文化分野につきましては6ページ中段のアの部分、そして生活文化分野については8ページの下にあります（1）、主な現状と課題の前文の部分と、それから少し飛びますけれども、10ページ中ほどの必要と考えられる主な対策例の一番下の部分、それから景観でございますけれども、これも次のページの11ページの中段、（2）、目指すべき理想の姿の一番下の四角囲みの部分となっております。以上が第Ⅲ章の主な改訂概要ということでございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思っております。13ページでございますが、これは第Ⅳ章の文化芸術の振興に向けての主な施策方向の主な改訂概要について説明しているものでございます。指針において第Ⅳ章でございますけれども、第Ⅲ章の文化芸術の各分野で発生している課題の共通事項を捉えて整理した上で、それらに対処する施策の方向を定めるといった内容になってございます。

13ページの（1）、共通事項といたしましては、先ほど申し上げましたけれども、「彩る」、「楽しむ」、「育む」、「つなぐ」といった4つの主な施策方向のキーワードを削除して書いてございます。

また、本日の資料1の2ページの記載にございます、追加修正の観点を全体的に反映させた中身となっております。

続いて、（2）、4つの主な施策方向における改訂事項等についてでございますけれども、主な施策方向1の日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信についてですけれども、主な改訂事項は4点でございます。1つ目ですけれども、平泉の文化遺産の普遍的価値、理念への理解、継承のための情報発信について追記をしたということでございます。2つ目でございますけれども、情報発信につきまして、外国を含めた県内外への視点を取り入れたということでございます。3つ目でございますけれども、多様な情報発信手段の活用について追記したということでございます。4つ目でございますけれども、県立美術館、県立博物館それぞれの情報発信、それから蔵書等の情報提供、活用について追記したという、この4点でございます。

新旧対照表の該当箇所は、後でごらんいただきますけれども、17ページ、18ページということでございます。

次に、主な施策方向2、文化芸術と県民との交流支援体制の整備でございますけれども、主な改訂事項は3点でございます。1つ目でございますけれども、4広域振興圏に設置いたしました県芸術文化コーディネーターの機能強化について追記をしたということでございます。それから、2つ目ですけれども、文化芸術関係者のアートマネジメント能力の向上に関する事項を加えたということです。それから、3つ目ですが、若者等が多く参加、鑑賞する文化芸術分野、ポップカルチャー等の振興について追記したと、この3点でございます。

新旧対照表は19ページから21ページということで、後でごらんいただきたいと思います。

次の主な施策方向3、豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援ということでございますが、こちらは2点でございます。1つ目は、県民の平泉の文化遺産の価値等と郷土に対する誇り、愛着醸成、伝承について追記をしたということです。それから2つ目は、震災により被災した文化芸術の人・もの・活動等に対する支援について追記したということで、新旧対照表は21ページ、22ページでございます。

最後の主な施策方向4の文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成でございますけれども、主な改訂事項としては県文化芸術コーディネーターを核とした文化芸術活動支援ネットワークの形成とコーディネーターサービスについて追記したということでございます。新旧対照表の該当箇所は23ページ、24ページということでございます。

24ページをお開きいただきたいと思います。24ページにネットワークの図について描いてございますけれども、ネットワークの中心に県文化芸術コーディネーターを据え、他の広域振興圏のコーディネーターと連絡、連携を通じて、活動が県全体への広がりを見せていくという形で改訂したいということでございます。以上が第IV章の主な改訂概要ということでございます。

続いて、また飛びますが、30ページをごらんいただきたいと思います。30ページ、第V章の5年後の姿と実施効果の評価の主な改訂概要ということでございます。指針におきまして、第V章は、第IV章で示した4つの主な施策方向に係る5年で達成すべき目標と実施効果の評価について記載されておりますが、第IV章までの改訂内容を受けまして、4つの主な施策方向の評価項目を改訂するということとしてございます。

まず、主な施策方向1の日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信という評価項目で

ございますが、主なものといたしましては、平泉の文化遺産の構成資産等や普遍的価値、理念に係る情報提供、それから岩手の文化芸術に関するホームページや冊子等の外国語対応、それからソーシャル・ネットワーキング・サービス、それから動画サイトなどによる情報発信など、県内外への情報発信力の強化、それから多様化する情報発信手段、手法への対応に係る事項を追記しているということでございまして、新旧対照表では33ページということでございます。

次に、主な施策方向2でございますけれども、評価項目、主な見直しの中身ですけれども、1つが県文化芸術コーディネーターの活動実績、2つ目が各地域でのアートマネジメント力向上に向けた取り組み、3つ目、若者等の文化芸術を発表する機会や活躍の場の提供というようなものを追記しておりまして、新旧対照表は34ページということでございます。

次は、主な施策方向3でございますけれども、ここにつきましては3つ見直しということでございまして、1つが平泉の文化遺産に対する県民等の理解や関心の深まりについて、2つ目が沿岸被災地における文化芸術活動の再開について、そして3つ目が学校教育や地域活動の中における地域の景観への愛着や誇りを育むための取り組み、活動についてという3つの見直しということでございまして、主に伝統、生活文化の継承や被災地支援に係る事項の追記ということでございます。新旧対照表は、同じく34ページにつけてございます。

最後に、主な施策方向4、文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成でございますけれども、ここでは2点ございまして、1つが文化芸術活動支援ネットワークに参画する団体数、従事者数。それから、2点目が行政機関、住民、団体等が協働し、地域住民主体の景観形成、まちづくり活動の取り組みについてということで、文化芸術活動支援ネットワークの形成と本格的な活動に係る事項、現行指針では記載のなかった景観に関する事項についての追記ということでございます。新旧対照表につきましては、34ページ、35ページに書いてございます。以上が第V章の主な改訂概要ということでございます。

今、第III章から第V章の改訂イメージについて説明をさせていただきましたけれども、本日の審議会における委員の皆様のご意見、ご提言、それから県民アンケートの調査結果、それからさらに今後実施いたします市町村、文化芸術団体との意見交換会などの意見も参考としながら、さらに精査、改訂を進めていく予定でございます。

本日は、この改訂イメージ案の内容につきまして、こういった内容を盛り込むべきだと

か、あるいはこういったものが足りない、あるいはこの部分はちょっと不要なので削除してもいいのではないかとといったような具体的なご意見、ご提言をいただければ幸いです。よろしくご審議賜るようお願いいたします。

以上でございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。資料3、大部の資料でございますが、今それぞれⅢ、Ⅳ、Ⅴ、分けてご説明いただきました。提案の趣旨についても今触れられましたが、委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願いいたします。

では、滝沢委員どうぞ。

○滝沢昭子委員 新進若手芸術家など派遣事業のことですが、申請の手引というのをプリントアウトしてみました。そうしたところ、公演種目について、公演種目は三曲、弦楽、ギター、能楽、民謡、室内オーケストラ、ミュージカルとなっております。この趣旨は芸術家に活躍の場を提供するものだと思っております。私は音楽の人間ですので、音楽のことを言わせていただきますが、例えばクラシックはギター、室内オーケストラ、ミュージカルと偏ったものしかないのです。それで、もう少しピアノとか、歌とか、管楽器があるわけですから、そのような楽器の種類をふやしていただきまして、もう少し若い演奏家たちが場を踏めるようなものにしていただきたいとつくづく思いました。

以上です。

○佐々木民夫会長 ということで、前回も似た形で話が出ましたが、多分今の意見は、今説明があった各分野の目指すべき姿と課題の解決等々で、少し個別具体になりますけれども、何か具体的な形でありましたら。

○松下生涯学習文化課総括課長 教育委員会生涯学習文化課の松下でございます。貴重なご意見ありがとうございます。ただいまいただきました新進若手芸術家の支援ということで、この事業につきましては文化振興基金を活用してやっておるものでございます。今その文化振興基金、この指針の改訂に合わせて内容を見直せないかということで、関係の市町村ですとか、文化芸術団体にアンケートをとっておりまして、委員からいただいた意見も踏まえまして、各芸術団体等からのニーズを踏まえて対応、新しい形に改定していけないかということを引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○滝沢昭子委員 ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 よろしいでしょうか。今教育委員会のほうから話も出ましたように、言

うまでもなく、先ほどこよつと言ったように、この委員会は岩手県全体の文化芸術振興です。前回はポップカルチャーとか出てきましたが、できるだけ多様な文化芸術を、網羅するまでいきませんが、岩手県の中で全体的なもの、あるいは分野別に抜け落ちているようなところも記載の中であるかもしれませんけれども、方向性としては岩手県内というか、あるいは多様な形のをさまざまなものを網羅しながら、それを手厚くいろいろ考えていくという方向で捉えていくというスタンスでいきたいと思いますので、その点はひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○滝沢昭子委員 もう一ついいですか、済みません。もう一つ、ついでとってはなんです。受賞記念活動支援事業というのがありまして、そこには国内外のコンクールなどですぐれた成績をおさめ、将来を期待される人材が受賞記念コンサートや展覧会などを県内公立文化施設で開催する場合にその開催経費の一部を助成するとあるのですが、国内外のコンクールなどですぐれたと、対象をそのようにすると、本当に優秀な人しか助成していただけないのです。それで、若い音楽家というのは、生活に困っている人も結構たくさんいるものですから、もう少し範囲を広くしていただいて、何とか助成していただけないでしょうかとつくづく思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 何かございますか。

○松下生涯学習文化課総括課長 同じような話になってしまうのですが、もちろんいろんな対象範囲と、今制限かかっている部分というところはあると思っております。ただ、一方で基金ということで、基金を回したお金でやっておりますので、財政的な限度というのもございますので、どこまで対応が可能かと、どこまでニーズが県内で、どういう分野にどういうニーズがあるのかというのをしっかり見きわめながら、新しい基金のあり方について今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○滝沢昭子委員 ぜひお願いします。

○佐々木民夫会長 ありがとうございました。先ほど言ったように、個別具体的な形で対応可能であるならばぜひと思いますけれども、この審議会としましては、何度も言いますように、これからの方向性を見定めていく指針をつくるということですので、例えば今の滝沢委員のご意見も、資料3の2ページをちょっと見ていただければ、先ほど説明ありましたように、この2ページのところに、イの各分野における主な改訂事項の中でも、(ア)ですか、次代の担い手、若者等の発表の場が少ないことを追記ということですから、逆に

言えばこの審議会の中でこれからさまざまな分野で、まさに若者や次代の担い手等々を少ないことを追記することによって、県の施策として支援をさらに厚くしていくという方向性を打ち出すことになるのだらうと思いますので、それらの中で具体的な施策が個別にいろんなテーマがあらうと思いますので、進めていくという方向で捉えていきたいと思いますので、その点ご了承いただければと思っています。そのほかにかがでしょうか。

では、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤由紀男委員 資料の1の基本理念のところ、県民が等しく鑑賞・参加・創造できる環境の整備ということが載っています。県民が等しくという部分がポイントだと思います。そのための具体的なことが資料の3にいろいろと書かれているわけです。県民が等しくという部分、その部分をどう理解するかということです。例えば文化施設、これは盛岡に県の文化施設も集中しているわけです。今こうした文化施設のあり方を考えるときには、ステークホルダーという視点とアウトリーチという視点が重要になってくると思うのです。アウトリーチということは前回の審議会のときにも話題になっているようですが、例えば盛岡に集中している県の文化施設を考えると、実際に利用していただいている方がステークホルダーの中で一番最初に挙がってくるわけですが、次に実際に利用しなくてもホームページを見ていただいたりしている方が挙がってくる。その次にステークホルダーとして挙がってくるのは、税金は負担しているけれども、いろんな要因で盛岡までは来られない方です。そうした方に対しては、施設側からアウトリーチをしていくことが重要になってくる。県民が等しくという部分では、県の施設としてはステークホルダーを考え、アウトリーチしていく施策が重要だと思います。

各分野の目指すべき姿と課題の解決、ⅢからⅤの5年後の姿の資料の3を見ていきますと、いろんな形で文化芸術に触れる機会を県民全体にということが書かれています。例えば3ページの右側のⅢの1の(1)のイのところ、文化芸術と県民をつなぐ力が弱い、鑑賞の機会が少ないということで、すぐれた文化芸術に触れる機会が十分に確保されていない場合があります。また、すぐれた文化芸術に触れようとしても、そのような機会を提供できる人や団体とのつながりをつくる方法が見つけられず鑑賞や活動に至らない場合があるほか、地理的条件による制約もありますということで、地理的条件による制約等も書いてあります。しかし、これは文化芸術を提供できる人や団体を紹介するというものです。県の施設のアウトリーチにはつながっていかない書き方だと思います。

同じように見ていきますと、例えば14ページの右側の改訂案のⅣの1、文化芸術の

一層の振興を図るためのポイント、前章で述べた各分野の課題や主な対策例を、その共通性、関連性で捉え直してみると、「豊かさを感じ伝える國“いわて”」を実現していくためには、文化芸術を知ってもらうための情報発信の一層の充実、次にすぐれた文化芸術に直接触れ、新たに取り組む機会の創出。文化芸術による豊かさが書いてあります。新たな文化芸術に直接触れ、そして次に新たに取り組む機会の創出が書いてある、これは触れるとすぐに取り組めるようなイメージになります。例えば県立美術館で展覧会を行っているものに触れたからといって、すぐにそれを描けるようになるわけではありません。この辺は対象を明確にする必要があるでしょう。

それは、15ページのところでもやっぱり同じような形ですね。心が豊かになることを重要視する文化芸術もたくさんあるわけですから、この部分の表現は変えていかなければいけない。また、地域の文化芸術を振興していく上では、その地域の力を活用していくという表現がたくさん見られます。しかし、県の都市部に集中している文化芸術施設の地域に対するアウトリーチの視点が少し弱いような印象を受けます。

あと具体的なところで気になったのは、13ページに、新たな主な施策方向における改訂事項等、(2)、4つの主な施策方向における改訂事項等の主な施策方向の1、その3番目に県立美術館、県立博物館みずからの情報発信、蔵書等の情報提供、活用についての追記というのがあります。これの具体的な部分が18ページに書かれています。その一番下の8番のところ、県立美術館、県立博物館が保有する文化芸術、文化財等に関する蔵書等の情報の提供活用というのが載っています。これはこの⑧、その隣の、理由・考え方・備考のところ、美術館では平成26年度からホームページで蔵書リストが閲覧可能。また、博物館ホームページでは研究報告が閲覧可能となっていることから追記になっているのですね。これは確かに美術館では蔵書リストを公開しておりますし、博物館では研究報告の過去4年・5年分がPDFになっています。ただ、博物館の研究報告というのは、基本的には研究者向けのものであって、博物館にとっては極めて重要な活動でありますが、こうした指針では先ほどのステークホルダーということを考えますと、まず念頭におくべきは市民ということになるわけです。美術館の蔵書についても、確かにホームページに載っていますが、これも研究者向けの情報という要素が強いですね。ここで載せるべきものは、ステークホルダーのことを考えると美術館の収蔵資料についてのホームページでの公開でしょう。これは県民が広く活用できる情報です。こうしたところを見ても、ステークホルダーという視点をもう少し煮詰めて、指針の中でその辺りにふれた方が良いのではないかと思います。

うところでは。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○松下生涯学習文化課総括課長 生涯学習文化課の松下でございます。ただいまご指摘いただきました点、こちらとしても最初の現行の指針の中にそもそも県立美術館ですとか県立博物館といったような個別の名称が出てきておりませんでしたので、さまざま県の重要な拠点として文化芸術の振興の拠点として設置しているわけでございますので、何か書けないかということで、とりあえず今のたたき台ということで示させていただきましたけれども、先生のご指摘を踏まえまして、先ほどの具体的な18ページの8番のところですか、その他の部分につきましてもどのような記述、具体的な書き方があるか、今後事務局内でも検討していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○佐々木民夫会長 ほかによろしいでしょうか。

時間の関係もありますので、簡潔にお願いいたします。どうぞ。

○上田吹黄委員 博物館、美術館に関連するお話があったので、13ページに追記という形で、今文化振興のためのかなめになる、役割としてかなめになる県立美術館、博物館の項目が追記になったということをお歓迎しているのですが、この施策の方向1、2、3、4、この4つの項目の中で発信という項目の中に博物館がうたわれたわけなのですが、今この4つの項目の中にはないわけなのですが、博物館の重要な役割として、新たな文化財を発掘していく、掘り起こしていく、価値を見出していくという、そういう仕事があると思うのです。それはとても重要で、そのことが例えば先ほど地域づくりの視点から考えていただきたいというような意見が出ていましたけれども、それとも連動しまして、地域にとって新たに文化財の価値を見出されていくということはその地域の励みになったり誇りになったり、非常に地域を活性化していく力になるというふうに思うわけで、今現在施策の方向というのは1から4に限ってあるのですが、できれば博物館の役割として発掘していく、掘り起こしていくという役割はうたえないのだろうかというふうに今お話を伺いながら気づきました。

国の施策の中、先ほど出したものの中にも掘り起こすということを出していますので、このことというのが文化芸術振興のための一番最初の出発点として掘り起こしていく、そして掘り起こしたものを育て発信していくということで振興につながっていくのではないかなというふうに思いますので、この掘り起こすということについてお考えをいただければと思います。

○佐々木民夫会長 何か事務局から話ございますか。

○佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長 文化財課長の佐々木でございます。今上田委員のほうから博物館の役割といいますか、本来的な機能として新たな文化財の発見、それが地域の誇り、地域の力になっていくのだというようなお話がございました。全くそのとおりだというふうに思っております。博物館、さまざまな活動をしておりますけれども、その中で特に調査研究というのに力を入れて取り組んでいる施設でございます。その調査研究も県下全域を対象といたしまして、さまざまな分野を総合的にやっておるものでございます。そういった活動をこれからも進めていくことによりまして、今お話がありました文化財の新たな創造性というようなものを追求してまいりたいというふうに考えてございます。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。まだご意見あるかと思いますが、次の議題もありますので、今の佐藤委員、それから上田委員からお話があったのは、教育委員会からもご回答ありましたが、さっき佐藤先生がおっしゃったように条例の基本理念として、今資料3もかなり盛り込まれていますけれども、県民が等しく鑑賞、参加、創造できるというこれも含めて、基本理念との対応性を改めて少しチェックしていただいて、十分なっていると思っておりますけれども、やはり基本理念に基づきながら振興指針をつくっていかうということかと思っておりますので、そういうご提言かと思っておりますので、私たちもそうですけれども、事務局の方ももう一度ちょっと確認していただければなと思っております。

それから、あとは博物館とか美術館というのは、県内ではアウトリーチということもありましたけれども、逆に言えば、逆のものもあるわけですね。広域な地域のそれぞれの地域からこちらに来るといふ、こちらから行くだけではない、双方向のことも出てくるかと思うのです。

それから、発掘というのは人材の発掘ということもありますので、先ほどの滝沢さんの意見も含めて、若手だったり、小中高生たちのさまざまなもので、岩手の文化というのはまさに人、ものだけではなくて、いろんな形で掘り起こしていくと、あるいは発掘していくと。逆に言えば理解し合って育てていくという視点も盛られているとは思いますが、その点もわかりやすく何かどこかで盛り込んでいくと、先ほどの地域というものの振興というものにかなりつながってくるのかなという気もしますので、その点も少しお考えいただければなというようなご意見ではなかったかと思っております。ありがとうございます。そのほかに。

坂田さん、時間が残り少ないので、簡潔にお願いいたします。

○坂田裕一委員 質問と意見と2つございます。まず、指針の、企業の役割とか、市町村の役割とか、市町村の役割について書かれているわけですが、市町村の役割の中で市町村自身がつくる条例であるとか指針の言及というのがないのですが、いろんな各種制度で、市町村でも国の助成を受けるような場合はそういう指針をつくらなければいけないとか、条例をつくらなければいけないという感じがあったわけですが。県のこの指針の中に市町村へ強くこういう市町村独自あるいは地域の指針をつくるべきだというふうな意見を盛り込まなくていいのかどうかというのが1つ質問です。

それから、滝沢委員さんからあった文化振興基金のお話がありましたけれども、教育委員会で今アンケートをとっているわけですが、そのアンケートはこの5年間に、今までの5年間の特例の助成についてでのアンケートのみになっているのですね。制度自身へのアンケートではないのです。果たしてこの文化振興基金の制度が指針の持つていく施策の方向で十分に活用できる制度かどうかという検証は、もう30年もたっているわけですので、一度しなければいけないのではないかなというふうに思います。特に私のほうもNPOで申請したら、NPOは対象外だというご回答を得ました。今このNPOの時代にNPO対象外の助成制度があってもいいのだろうかという疑問もあります。

それから、これは文化振興基金と企業のあり方なのですが、企業メセナの振興をここでは施策の方向でうたっています。企業メセナの活用というのは、今の岩手県の財界の経済力では非常に厳しいところもありますが、震災後というふうな含みでいくと、全国にネットワークを広げて、企業メセナを活用し、全国からお金を集めて文化振興基金と統合して、より強い基金制度をつくっていくというふうなことも検討されるべきではないか。それと同時に、今国等で盛んに進めているのは、アーツカウンシルです。アーツカウンシルというのは、単なる助成をするのではなくて、評価をしていくというやり方です。手続的に要項に合っているから合格するとかしないではなくて、これが一体何の振興に役立っているのだろうかというのをきちんと精査して、その助成した結果が本当に助成の成果として認められるのかどうか、それをサイクルで繰り返すことによって文化を振興していくというアーツカウンシル、芸術評議会というふうに訳すそうですけれども、そのアーツカウンシル、専門家によるアーツカウンシルプログラムオフィサーとか、そういったものを配置するというふうなまで、そろそろもう言及していいのではないかと。

それからもう一つ、もう一点だけなのですが、アーティスト・イン・レジデンスのこと

でございます。ここに余り書かれていないのですけれども、地域に表現家が暮らしながら表現、創造活動をする。もちろんその中では、単なる暮らしていただくだけではなくて、地域の人にその表現を渡していく、伝えていくという役割を持っているのがアーティスト・イン・レジデンスの考え方です。そういったものがそろそろ第2期の指針にも強く出されてもいいのではないかなというふうに思います。

それから、済みません、もう一つありました。次世代の育成という視点です。先ほどコンクール云々というふうなお話もありましたけれども、コンクール以前に次の世代をどう表現に結びつけていくのかという次世代の育成があると思います。そのために必要なのは、先ほどアウトリーチとありましたけれども、ではアウトリーチを行うだけのコーディネーターとかがいるのか、ファシリテーターの養成がなっているのかというのも大きな課題です。若い音楽家とか美術家を育てるといって、一般市民にアウトリーチというような形で伝えていくために、次世代を育成していくというためには、すぐれた指導者、コーディネーター、ファシリテーターを養成する必要があると、この辺の言及も必要ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。貴重なご提言等ありましたけれども、今の段階で事務局のほうから何か回答すべきことがありましたらば、簡単にお願いいたします。

○千葉NPO・文化国際課長 まず、市町村のお話ですけれども、最初に建前を申し上げると、文化芸術振興基本法の中で各自治体が自分のところで必要な施策を地域の特性に応じてやれということですので、県が何か指導するということではないのですが、後で資料を読んで説明いたしますけれども、今後市町村と意見交換をやりたいと思っておりますので、その中で少しそういった話をしていければなというふうに思っております。

それから、企業活動とか、次世代の育成、それからアーティスト・イン・レジデンスで、例えば地域振興の中で九州の「やねだん」という有名な地域ありますけれども、地域づくりの中で外から人を呼ぶ中で若手の芸術家を地域の中で育てていくのだという話がよくあるのですけれども、そういったところをどこまで踏み込めるのか、県でも一時研究したことがあったのですが、なかなか物になっていなかったという時期もあって、それが今で言うと政策地域部で検討すべきなのか、文化の所管のところなのかというのはありますけれども、県の中で少しそれは勉強させていただきたいということでございます。

それから、そのほかのコーディネーター、ファシリテーターの養成、ようやく県でも先

ほど申し上げたコーディネーターを設置して4広域に配置したというところまでは来たので、その次のステップにまた進まなければいけないというところがございますので、これも少し持ち帰って検討させていただきたいということがございます。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。はい、では。

○松下生涯学習文化課総括課長 先ほどの基金のお話でございますが、確かに教育委員会で今アンケートを行っているものにつきましては、現在現行の指針ができたときに新たに新規特別事業というふうに新しく設けた部分についてニーズがあるかどうかということと、一番最後になるのですけれども、一番最後に自由記述ということで、今後の文化芸術を振興するためにどのような助成が必要かということでご要望を書いていただくという欄を設けてございます。そのあたりでいろんなニーズを踏まえるとともに、今後予定されております関係団体、また市町村との意見交換会でもさまざまなご意見を伺いながら基金の改定について検討してまいりたいというふうに考えております。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ほかの委員の方々からお一人ずつご意見等伺いたいののですけれども、予定の時間も迫っていますので、また改めて個別に事務局であったり、もしよろしければ私にでも出していただければ、次の策定というか、出すまでにいろいろ検討させていただきたいと思いますので、その点よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、済みませんけれども、次の議題に移りたいと思います。今話もありましたし、先ほど佐藤委員からステークホルダーの話もありましたが、次の議題としましては、今後進めようとしている市町村等・文化芸術団体との意見交換会の実施についてということで、これからどう取り組んでいくのか、事務局から説明いただきたいと思います。

○千葉NPO・文化国際課長 それでは、資料4をごらんいただきたいと思います。

先ほどスケジュールのところでもお話いたしましたけれども、事務局では指針改訂の説明を行うと同時に、本県文化芸術振興における現状課題や施策の方向などについて広く県民の意見を聞き、指針改訂案に反映させることを目的といたしまして、来月9月に市町村、それから文化芸術団体との意見交換会を実施する予定としてございます。

1 ページ目、2の(1)、市町村等との意見交換会ということでございますけれども、ここに書いておりますように、県内6カ所で各地域の市町村、市町村芸術文化協会などの担当者にお集まりをいただきまして、それぞれ地域の現状課題、それから今後の文化芸術施

策、それから取り組みなどについて意見交換を行いたいというふうに考えております。

それから、裏面でございます。こちらは文化芸術団体との意見交換ということで記載をさせていただいております。9月の12日でございますけれども、岩手県芸術文化協会の各会員団体にお集まりをいただきまして、各文化芸術団体における現状と課題などにつきまして意見交換を行いたいと思っております。こうした市町村、それから文化芸術団体との意見交換会におきまして出された貴重な意見、ご提言につきましても、指針改訂の参考とさせていただきたいということでございます。

説明は以上でございます。

○佐々木民夫会長 先ほど来出ている委員の皆様のご意見、広く県民の意見を聞くというふうな視点と、それからさまざまな文化芸術団体の人たちの声を聞きながら、さらに委員の皆さんの意見も踏まえて次のステップに移っていくということかと思っておりますので、その点この委員の中でも文化芸術団体の役職をお持ちの方々も多くおられるようですので、ここでもまたご意見等、具体的なことも含めてお出しただければというふうに私からもお願いしておきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、以上でございますが、何か他の意見、はい、それではお願いいたします。

○新田満委員 手短にお話ししたいと思います。

今説明がありました説明会のことでありますが、平成18年度に指定管理者制度が導入されました。当時は行政が中心となって文化芸術を進めていたと思います。指定管理者が導入されてからは、実際に事業団ができたり、またはそのまま直営でやっているところがあったり、あるいは民間会社がそれを委託を受けたりしてやっております。平成20年に指針を策定したときと状況が大きく変わっているような気がします。そこで、この説明会に市町村及び市町村芸術文化協会とありますが、実際に今運営等を行っているのはその現場である文化施設の職員が大いにかかわっていると思うのです。説明会にその職員も入れたらという希望ですが、いかがでしょうか。

○佐々木民夫会長 今の新田委員からのこれからの予定の中で、指定管理者等々現状に合わせた形でちょっと考えていただけないかということですが、いかがですか。

はい、坂田委員。

○坂田裕一委員 実は民間の文化団体からもそういう意見を述べさせてほしいという声があります。それを事務局にお聞きしたら、その場は別の機会にお作りいただくと、中間指針ができた段階でお作りいただくということで、私の方としては、文化団体に対してそ

ういうふうに説明をさせていただいております。文化施設は多様な運営者がおり、文化振興事業団でもいろいろありますので、必ずしも市町村の文化行政を担っている団体とは言えないので、そこを入れるのであれば、ぜひ出たいという文化団体をどうするのだという問題が出てくるのかなという、ちょっとそこが心配なのですけれども。

○佐々木民夫会長 いかがですか、事務局のほうで。

○千葉NPO・文化国際課長 現在予定しておいたのは、資料4のこういった日程でやるのですけれども、排除するものでは決してないので、またいろんな機会もあります。パブコメとか地域説明会の機会もありますので、そういった機会も含めて幅広く意見を聞けるような仕組みを改めて考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐々木民夫会長 ということでよろしいでしょうか。

他はいかがでしょう。私から渡辺委員に済みませんが、情報発信とか、現在の文化発信、さまざまなことについてこれから考えるときにご提言いただければと思います。名指しで済みませんが、よろしく願いいたします。

○渡辺靖委員 特別な何かが別にあるわけでもないのですけれども、ただ東京にありましてやはり大きな話題になっておりますのは、地方の消滅というようなことが言われていまして、そうした中で勝ち組、負け組というのが鮮明に出てくるような時代になっていくと。財政的にも多くの削減で、かなり制限された環境の中で文化政策というのを考えていかなければいけないということになっているのですけれども、そうした現実の前に岩手県として、ほかの関連する領域、例えば観光振興ですとか、産業振興ですとか、医療、保健ですとか教育とか、そういったところから出されているさまざまな指針と、それから今回この審議会に出そうとしている指針の間の整合性が今後どうとられていくのか、あるいはもう既にとられているのかというようなこととか、それから先ほど申し上げたような環境の中で岩手県が競争力を持つていくためのグランド・ストラテジーといいますか、その中で文化というのがどういうふうにして、表現はよくないかもしれませんが、戦略的に考えていけばいいのかと、どういうところにターゲットを置いて、どういうリソースをどういうふうに入力していけばいいのかというようなあたりの話が、少しエッジのきいた内容がどこかにあってしかるべきかなという気がしております。

資料を拝見いたしますと、述べられていることというのは比較的ほかの自治体でも述べられているような、例えばホームページをつくるとか、それはもう当然なのですけれど

も、それ以外の岩手県らしさという点になると、私が拝見した感じでは平泉の文化遺産と沿岸被災地という言葉ぐらいしかなくて、それ以外は何か神奈川県文化政策の人も言っていそうなことなのではないかと。だから、もう少し、このガイドラインというのはこれでいいのかもしれませんが、次の段階として、例えば中国がこれから20年で2,000の博物館をつくらうとしている中で、岩手県の例えば県立の美術館をどういうふうにして運営をしていけば、その競争力というのを担保できるのかとか、あるいはコーディネーターとか、プログラムオフィサーとか、アートマネージャーというような言葉が出てきていますけれども、今一番重要なのは、いかにファンドレイジングのできるアートマネージャーというのを養成できるかということだと思っております。では、そういった人材をどこから引き抜いてくるのかとか、どういうふう育成するかという、そのための例えば県立大学の経営学部とかどこかと連携してそういう人材をつくるようなプログラムをつくっていくとか、何かそういった一歩もう少し踏み込んだ内容が、指針に関しては構成、文言等よくできていると思いますけれども、次のステップとしては何かもう少しそういう戦略的な議論ができればいいなというふうに思います。

以上です。

○佐々木民夫会長 ありがとうございます。ご指名させていただいて、ありがとうございます。ほかの委員の方々にも、また次の機会にお話しさせていただきたいと思っております。

それでは、時間も過ぎておりますけれども、議事としましては以上でございます。ありがとうございます。進行を事務局にお渡しいたします。

6 その他

○吉田文化振興担当課長 委員の皆様、長時間ご審議ありがとうございました。

次に、6、その他ですが、特に皆様ご発言ございますでしょうか。よろしければ、それでは次回の審議会は、市町村の意見交換会等を踏まえて11月の開催を予定しております。後日事務局のほうから日程調整の上、開催日を決定させていただきたいと思っておりますので、その際はまたよろしく申し上げます。

7 閉会

○吉田文化振興担当課長 それでは、本日の審議会はこれもちまして閉会といたします。本日はありがとうございました。お疲れさまでした。